

# 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料減免 Q&A

令和3年6月21日現在

No	区分	質問	回答
1-1	申請について	申請はどのようにすればいいですか。	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から郵送での申請を原則としております。
1-2	申請について	前住所地の自治体で新型コロナウイルス感染症による保険料減免を受けましたが、転入地である中野区で新たに申請をする必要はありますか。	お手数ですが、新たに申請が必要です。減免を承認する通知を自治体ごとに行う必要があるためです。
1-3	申請について	令和2年中の所得税の確定申告がまだ終わっていません。今回の減免申請を行うことはできますか。	本件減免の申請を受付することが出来ません。主たる生計維持者に限らず、国民健康保険加入世帯の所得情報を明らかにするため、減免申請の前に必ず申告してください。
1-4	申請について	主たる生計維持者とは誰のことを指しますか。	主たる生計維持者とは、世帯内で収入が高く、生計維持の中心者です。原則的には国保上の世帯主になりますが、収入状況によってその世帯の生計が維持されていると認められる場合は、その方を主たる生計維持者として扱います。
1-5	申請について	2020年から収入が減少したことを証明する書類が用意できません。どうすればいいですか。	主たる生計維持者の方の2021年収入見込額申告書（専用様式）をご提出いただきます。年間収入見込額の算出方法は後述をご確認ください。
1-6	申請について	2021年の年間収入見込み金額はどのように出せばいいですか。	算出方法が合理的と認められるものであれば特に方法は指定しません。直近の収入の1月ごとの平均収入を12で乗じる方法や、前年の年間収入から収入が見込まれなくなった期間に係る金額を引くなどの方法が想定されますが、必要に応じて担当者が算出方法について確認をさせていただきます。
2-1	対象要件について	新型コロナウイルス感染症の影響により、重篤な傷病を負ったとはどのような状況を言いますか。	約1か月以上の治療を有すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の症状が著しく重い場合が該当します。該当するかは医師による診断書等で確認いたします。
2-2	対象要件について	新型コロナウイルス感染症の影響により、会社都合による解雇をされました。今回の減免の対象になりますか。	以下のとおりです。 ①減少した収入が給与収入のみの方で、非自発的失業者に対する保険料の軽減対象に該当する場合（既に該当している場合を含む）は、新型コロナウイルス感染症の影響による減免の対象外となります。 ②非自発的失業者に対する保険料の軽減対象に該当する場合（既に該当している場合を含む）でも、給与以外の収入で事業収入・不動産収入・山林収入のいずれかで収入減少があれば新型コロナウイルス感染症の影響による減免対象となります。

No	区分	質問	回答
2-3	対象要件について	事業収入等のうち、2020年から事業収入が10分の4、不動産収入が10分の2減少しました。この場合はどのように扱われますか。	事業収入、不動産収入、給与収入、山林収入のいずれかが2020年から10分の3以上減少していれば対象となります。よって今回の場合、事業収入が3割以上の減少していますので、事業収入に係る保険料が減免の対象になります。
2-4	対象要件について	2020年から収入が10分の8も減少しました。保険料もそれに応じて10分の8減少になりませんか。	収入の減少割合に応じた保険料の減免はされません。保険料の減免割合は、減免要件を満たした世帯を対象に、2020年の主たる生計維持者の方の合計所得金額から判定されます。
2-5	対象要件について	主たる生計維持者（原則、世帯主）は国保に加入していないのですが、2020年収入から給与収入が10分の3以上の減少した場合、世帯の保険料が減免出来るのでしょうか。	減免対象となります。今回の申請は国保の資格に関わらず主たる生計維持者の方の対象となる収入が2020年から10分の3以上減少となっているためです。
2-6	対象要件について	所得の合計額を出すとき、雑所得や株式の譲渡所得、退職所得は含まれますか。	雑所得や譲渡所得は含まれ、退職所得は含まれません。減免要件である「主たる生計維持者の2020年の所得の合計額が1,000万円以下であること」、「減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の2020年中の所得の合計額が400万円以下であること」の所得の合計額には雑所得や株式の譲渡所得も含まれる形となります。
2-7	対象要件について	単身赴任により家族と別世帯となりました。別居している家族の生計を支えている場合、主たる生計維持者として扱い、収入が減少したら別居している家族の保険料の減免対象となりますか。	減免対象とはなりません。減免対象保険料の算出にあたり「被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額」を対象としていることから、世帯が異なる方を主たる生計維持者とすることは出来ません。
2-8	対象要件について	会社を自己都合で退職し、就職活動を行いました但新型コロナウイルスの影響で就職活動がうまくいかず収入がありません。これは2020年から給与収入が減少したという扱いでよいでしょうか。	給与収入が10分の3以上減少していれば減免対象となります。給与明細等の直近の収入を証明する書類が無い場合は、「主たる生計維持者の2021年収入見込額申告書」を作成しご提出ください。
3-1	保険料について	現在、後期高齢者医療制度移行による国民健康保険料の軽減措置（旧被扶養者に対する減免）を受けています。今回給与収入が2020年から10分の3以上減少していますが、既に減額している保険料から更に減額されますか。	今回は減免の対象外です。新型コロナウイルス感染症により影響を受けた世帯への保険料の減免は原則、他の保険料減額制度と併用することは出来ません。被扶養者ではなく収入が減少した主たる生計維持者の方がいるなど、状況によっては認められる例もありますので、ご不明な場合は中野区にお問い合わせください。

No	区分	質問	回答
3-2	保険料について	保険料の減免対象が過去に遡って適用された場合、既に納めた保険料は返してもらえますか。	納めすぎた保険料を還付いたします。保険料の減免が認められ、還付対象の方にはお手続きについて別途通知書を発送いたします。ただし、減免対象外の期（納期限が令和3年3月31日以前のもの）に保険料の滞納があった場合、そちらに充当されます。
3-3	保険料について	世帯の収入が事業収入のみで、2020年より10分の3以上減少しましたが、所得金額がマイナスでした。数式に当てはめると減免対象保険料が0円となりますが、これは減免を受けられないということですか。	そのとおりです。今回の場合は新型コロナウイルス感染症の影響による減免を受けることはできませんが、世帯の総所得金額が43万円以下なので、均等割保険料が7割減額した形で賦課されます。
3-4	保険料について	主たる生計維持者の2020年の所得がマイナスの場合、減免対象保険料の計算結果がマイナスになったり、世帯保険料を上回ることが考えられますが、この場合減免対象保険料はいくらになりますか。	対象保険料額は $A \times B / C$ で算出しますが、B及びCの値がマイナスとなっている所得は「0円」として計算します。 仮に $B / C$ の値が1以上の場合はAを上回る計算結果となりますが、減免対象はあくまでAの保険料額までです。 A当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額 B世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 C被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額
3-5	保険料について	納付期限が令和3年4月以降の保険料が対象とのことですが、それ以前の保険料も生活が苦しくて支払っていません。どうすればいいでしょうか。	まずは納付相談をしてください。新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免の対象となる保険料がある場合は、あわせて申請をしていただきます。